第三者賃貸方式(三者間契約)の施行について

東秩父村が発注する賃貸借案件については、原則、東秩父村競争入札参加資格者名簿における「賃貸借」「リース」の資格登録業者と二者間で契約を締結しているところですが、契約当事者の役割、責任の更なる明確化を図るため、従来 の方式に加え、第三者賃貸方式を施行することとしました。

つきましては、令和５年６月１日以降に執行する賃貸借に係る入札について、次のとおり取り扱います。

1、 対象案件について

•地方自治法第2 3 4条の3に基づく長期継続契約とし、金額の要件は設定しません。

※単年度契約は対象外とします。

•対象案件については第三者賃貸方式が選択可能である旨、指名通知等に記載します。

2、 競争入札参加資格者名簿の登録について

•第三者(リース業者等)についてもあらかじめ「賃貸借」「リース」の資格登録が必要です。

※競争入札参加資格審査申請書の提出、受付・審査をもって登録となります。

3、 その他

•第三者賃貸方式を希望される方は、別添「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を入札執行予定日の 前日(土日祝日を除く)までに総務課契約担当へ提出していただきます。

なお、提出時点において資格登録されていることが必須です。

問い合わせ先

東秩父村総務課

電話:(0493) 82-1221